

目次

1. 簿外債務	P 1
2. 継続企業の前提	P 3
3. 収益計上基準	P 5
4. 監査法人の関与	P 6
5. 悪徳商人	P 8
6. 中途解約訴訟	P 9
7. 背任か粉飾か	P 1 1
8. 方舟の秘密	P 1 3

本稿閲覧に際しての特段の注意

本稿は私的な閉鎖型経済研究会の限定会員の研究活動のために執筆されたものであり、他の目的のために本稿を利用することは出来ません。本稿は、当経済レポートの登録会員の閲覧のみの目的で作成されており、本稿を登録会員以外の閲覧のために転載したり複写することは出来ません。本稿はその内容中に多くの推論を含んでいますが、その推論は著者の推論であり、事実が推論と一致しているという保証はありません。本稿の購読に際しては読者自身が本稿による推論を検証していただくようお願い致します。また、言うまでもないことですが、本稿は特定の個人・組織体や団体を誹謗中傷することを目的とするものではありません。本事例は、公表資料と公表財務諸表による財務分析研究事例として取り上げたものです。

1. 簿外債務

本年11月2日金曜日の東京新聞朝刊を見ていたら、経営破たんした英会話学校大手のNOVAに関する記事が9面に載っていた。何気なく読み進めたところ、全8段の長文の記事の最後のほうに次の記述があり、驚愕した。

“さらに、これまで帳簿外に多く分類されてきた受講生の授業料や解約者への返戻金などが約700億円で、NOVAの負債は金融機関への借入金などを含め実質的には985億円になる。”

記事全体は、「NOVA株不自然な取引」と題する前半部分において、NOVA株が経営破たん

直前の8月下旬に通常の数十倍の異常取引があったとして、猿橋望前社長の売り抜けによるインサイダー取引疑惑（注1）を報じ、また、「債務超過1000億円」と題する後半部分において、NOVAが清算した場合の債務超過額が1000億円近くになるとの観測記事を記載している。この記事によれば、“NOVAが10月26日に大阪地裁に提出した会社更生手続開始申立書等によれば、7月末時点での帳簿上の資産は423億円、負債が439億円なので、会計上の債務超過額は16億円に過ぎないが、事実上の資産価値は42億円にとどまる”と説明している。

なるほどNOVAの資産の帳簿価値は継続企業を前提としており、継続企業の前提の崩れた清算の際には、資産は叩き売りにより処分されるのが通常であるから、NOVAの423億円の帳簿価値には42億円相当の評価しか付けられず、381億円の清算損が出るのであろう。そうすると、7月末の帳簿上の債務超過額16億円に、資産の清算損381億円を加算した397億円が清算の場合の債務超過額となる理屈であるが、実はNOVAでは上記のように「受講生の授業料や解約者への返戻金など」の多くが簿外債務となっていたため、実質的な負債は985億円となり、帳簿上の負債439億円より546億円も膨らむというのである。従って、帳簿上の債務超過額16億円に資産の清算損381億円を加算し、さらに簿外債務546億円が追加されるのであるから、実質債務超過額は943億円となる。新聞記事ではこれを「実質的な債務超過額が少なくとも940億円となっている。」と報じている。

NOVAは本年10月26日に会社更生法の申請を出したのであるから、実質的な破綻状況にあり、有力なスポンサー企業が事業を買い取ってくれない事には、破産による清算に移行する可能性が極めて高い。（注2）清算の際には清算会計による資産査定が行なわれるため、資産の清算損が多額に発生するのは当然であるが、資産の清算損とは別に546億円の簿外債務があったとは恐れ入った。NOVAの平成19年3月期の連結売上高は570億円である。この記事を書いた記者は、おそらく財務会計の基礎知識がないままにこの記事を書いたのであろうが、連結年間売上高とほぼ同額の簿外債務があったというのであるから、本来であれば驚愕のスクープ記事となってもおかしくない。事実とすれば歴史的な粉飾決算ではないか？東京新聞は、財務会計に無知なるがゆえに、歴史的な大スクープをみすみす逃したことになる。

しかもこの記事は、「これまで帳簿外に多く分類されてきた受講生の授業料や解約者への返戻金などが約700億円」あったとしている。NOVAは2004年以来、授業料の中途解約返還金をめぐって受講生との訴訟を抱えており、その最高裁判決が原告（受講生側）勝訴で確定したのが本年4月3日のことである。NOVAとしても、ここまで受講料の解約返戻金を争ってきたのであるから勝訴の見込があったのであろうし、勝訴を前提に直近の決

算において解約返戻金の負債計上を行なわなかったとしても、そのこと自体は会計上問題とはされない。しかし、本来役務の提供を行なっていないため売上とはならない前払い受講料を、前受収益として負債計上していなかったとすれば、それは企業会計原則の基本中の基本である収益の認識基準違反であり、絵に書いたように典型的な粉飾決算ということになる。しかもこの人たちは、何も受講生からの入金額そのものを簿外にしていたわけではない。この人たちは、受講生からの前金の入金があったことを知りながら、その前金に見合う役務を提供していないままヌケヌケとそれを売上として計上し、自分のものにしてしまったのである。すなわち、悪意の（知らなかった訳ではない）粉飾決算であり、その犯行の様態は白昼堂々の凶悪性を持っている。

## 2. 継続企業の前提

驚きのあまりこの1週間の新聞記事を検索したところ、日本経済新聞が10月30日付朝刊11面で、日本公認会計士協会がNOVAの会計監査を調査する方針を決めたとする記事を掲載していることが分かった。この記事によれば、日本公認会計士協会は、「株主だけでなく約30万人の受講生が被害を受けるなど社会的影響が大きいと判断した」ため、「NOVAに対する会計監査が適切だったのかどうか調査する方針を固めた。」そうである。担当していた監査法人については次の記載がある。

*「監査は、1996年の店頭公開時からあずさ監査法人が受託していたが、あずさは2006年11月、業務量の増加を理由に辞任。代わりにアクティブ監査法人（大阪府中央区）が監査を引き受けた。あずさは昨年の中間決算の監査時期に突然辞任しており、NOVA側と何らかの意見対立があったもようだ。」*

さらに、ここで日本公認会計士協会が問題としている点として、「本年4月の受講料の中途解約を違法とする最高裁判決や6月の経済産業省による一部業務停止命令が、企業の存続に重大な影響を与えるリスク情報として開示されていなかったこと」、及び、「受講生が前払いしたレッスン料の45%を契約時点で売上としており、収益計上が適切だったのか」という点の2つを挙げている。

もとより会計監査人の責任はその監査意見にあり、財務諸表は会社の責任である。日本公認会計士協会が問題とするリスク情報の開示は、会社の有価証券報告書における開示の問題であり、その責任は一義的には会社に帰されなくてはならない。たしかに「本年4月の受講料の中途解約を違法とする最高裁判決や6月の経済産業省による一部業務停止命令」により、NOVAの事業継続に関する重大なリスク（継続企業の前提）が発生したのは間違いないのであるから、それを6月29日に提出された有価証券報告書において開示しなかつ

ったとすれば、有価証券報告書虚偽記載となる可能性がある。そうだとすると、その開示の不十分な有価証券報告書に対して適正意見を付して、継続企業的前提に関する重要な疑義の追記をしなかったアクティブ監査法人もまた、その責任を問われる可能性がある。

そこで NOVA の平成 19 年 3 月期の有価証券報告書のリスク情報を見てみたのであるが、何と、全 10 項目において開示されたリスク情報中の 8 番目と 10 番目に、次の記載がなされていた。

#### “6. 中途解約について

中途解約時の清算金額についての平成 19 年 4 月 3 日の最高裁判決が、当グループに与える今後への影響額は不明ですが、司法の判断を受け止め、当社では、平成 19 年 4 月より価格体系を見直しております。この新しい価格体系は、実質的に値上げとせざるを得なかったため、当グループの経営成績に影響を与える可能性があります。”

#### “10. 行政処分について

当社は、平成 19 年 6 月 13 日に、経済産業省から特定商取引に関する法律第 47 条第 1 項に基づく、6 ヶ月間の一部業務停止処分を受けました。これにより、1 年を超えるコースおよび授業時間が 70 時間を超えるコースのうち新規契約について、その勧誘、申し込みの受付および契約の締結を平成 19 年 6 月 14 日から平成 19 年 12 月 13 日までの間、行なうことができなくなりました。この行政処分が、当社に対するイメージダウンや信用の低下を引き起こし、新規顧客の減少や既存顧客の中途解約の増加などにより、当グループの経営成績に影響を与える可能性があります。”

「本年 4 月の受講料の中途解約を違法とする最高裁判決や 6 月の経済産業省による一部業務停止命令」は、ちゃんとリスク情報として開示されているではないか。たしかにこの開示では、最高裁判決や一部業務停止命令の結果 NOVA の事業継続能力に重大な懸念が発生しているとまでは記載していないが、このとき経営者は NOVA が 10 月に経営破たんするとは露ほども思っていないのであるから、そこまでの開示をこの段階の NOVA に求めるのは無理というものである。本件は、重大なリスク情報としての開示はあるものの、結果として NOVA は経営破たんしたのであるから事業継続に関する重大な疑義があったのであり、従って、日本公認会計士協会は、それを事業継続に関するリスクとして開示しなかったのが問題だと言っていることになる。

しかし、有価証券報告書における事業継続に関する重大なリスク情報の開示漏れという形式的な問題は事実としても、この違反行為の犯罪性は極めて薄いのではないか？なぜなら、「本年 4 月の受講料の中途解約を違法とする最高裁判決や 6 月の経済産業省による一部業

務停止命令」など、その都度マスコミが取り上げ、連日テレビや新聞が報道合戦を行っていたからである。大して読まれもしない有価証券報告書での開示以前に、NOVA の事業継続に関する重大なリスクが発生していることを知らない人は、日本全国どこにもいなかったのではないか。少なくとも本件リスク情報においてアクティブ監査法人の責任を問うのは酷であろう。

### 3. 収益計上基準

これに対して「受講生が前払いしたレッスン料の45%を契約時点で売上としており、収益計上が適切だったのか」という収益計上基準の問題は、根本的に話が違う。有価証券報告書によれば、NOVA の収益計上基準は次の通りである。

*“売上高のうち、主な収入である駅前留学サービス収入は、主として「入学金」ならびに「受講料（うち45%が「NOVA システム登録料」であり、残りの55%が「NOVA システム利用料」であります。）から構成されていますが、そのうち「入学金」および「NOVA システム登録料」については、契約時に収益として計上し、「NOVA システム利用料」については、契約期間に対応した期間にて均等計上しております。”*

これほど馬鹿馬鹿しい収益計上基準は見たことがない。この人たちは受講生から受取る受講料を、何の断りもなく勝手に、そのうち45%が登録料で、残り55%が利用料だということにしている。そして45%は登録料なのだから、登録時すなわち契約時に売上として計上し、残った55%部分だけを英会話授業の提供に応じて期間按分するというのである。

そうすると何か、この人達の提供する駅前留学なるサービスは、契約の段階でその45%の役務提供が終了しているとも言うのか？であれば入学金は一体何の名目で徴収しているのか？さらにその先にある実際の英語授業なるものは何なのか？だいたい、この人たちは契約段階で生徒に、

「あなたの払う受講料は、払った瞬間にうちが登録料を取ってしまうので、45%が自動的にパーになるんだからな。」

とでも説明しているのか？説明していなければ特定商取引法違反であるし（注3）、それが約款に記載されており説明していたとすれば、これまた特定商取引法違反（注4）である。すなわちこの収益計上基準は、企業会計原則への準拠性を云々する以前に、基準自体が違法なのである。

NOVA の連結売上高570億円は、生徒の受講料のうち45%を、実際の授業を提供しな



い段階で勝手に売上として計上することにより達成されたものである。だから実際の授業の提供に応じた正しい会計処理を行なうとすると、546億円もの授業を提供していない前受金が出てきて、それが簿外債務になってしまうのである。この事は、後に詳細に検討する中途解約返戻金の問題とは関係がない。この人たちは生徒が前払い金を支払って中途解約した場合、その解約計算を割引単価で計算するか、あるいは通常単価で計算するかという本件最高裁判決の問題以前に、会計上45%をとくに自分のポケットに入れているのである。

#### 4. 監査法人の関与

言うまでもないことであるが、このような収益の計上基準は世界のどの会計原則でも認められない。もちろん日本の会計原則でも認められることはない。ところが平成19年3月期決算において、アクティブ監査法人はこの収益計上基準を認めて適正意見を表明している。アクティブ監査法人が認めたのは、前任監査法人であるあずさ監査法人がずっとこの収益計上基準を適正と認めてきたからである。後任監査法人が、前任監査法人が継続して認めてきた会計処理を否認する事は、まことに根性がある。その前任監査法人が、中央青山監査法人崩壊後、日本の三大監査法人となった大あずさ監査法人であればなおさらのことであろう。そこであずさ監査法人は一体何をしてきたのかということになるのであるが、あずさ監査法人もどうも「これではヤバイ」と罪の意識を持っていた節がある。日経新聞の言うところの「あずさは昨年の中間決算の監査時期に突然辞任しており、NOVA側と何らかの意見対立があったもよう」というのは、この辺の事情を指しているのではないか？

昨年の中間決算段階では、「本年4月の受講料の中途解約を違法とする最高裁判決や6月の経済産業省による一部業務停止命令」はないのであるから、前述の事業継続リスクの開示漏れは関係ない。そうすると、この段階で会計監査人とNOVA側で何らかの意見対立があったというのは、このふざけた収益計上基準しかありえないことになる。ちなみにこの時期は受講料の中途解約を違法とする東京高等裁判所の判決が出て、NOVAが最高裁に上告を行なった後に該当する。中途解約返戻金問題に対して、一審に続いて控訴審でもNOVA敗訴の判決が出て、あずさ監査法人はNOVA以上に肝を冷やしたのではないか？中途解約返戻金の問題とされた以上、いずれ受講料の45%の即時収益計上が問題となるに決まっている。この間あずさ監査法人とNOVAサイドで交わされたであろうやり取りに、若干の想像が許されて良いであろう。

「今までも問題視してきた受講料の45%の即時収益計上であるが、高裁判決を受けて世間の風当たりも厳しくなるであろう事から、この際これを見直し、役務の提供に合わせて全額期間按分すべきである。」

「先生、何をふざけたことを言っているんですか？もともと先生が良いと言うからウチはこの方法を採用してきたんですよ。こんなもん全額期間按分などしたら、今期の売上は0になってしまうではありませんか！」

「気持ちは分かるが最近会計不祥事が多く、本部の審査会がうるさく言うので、このままでは通らない。」

「何ということをするんですか！収益計上基準を修正したら過去の決算書はみんな粉飾ということになるじゃありませんか。そうすれば先生も、先生の監査法人も同罪ですよ！」

このような応酬の結果、結局両者名案などなく、監査法人の業務量増大による辞任ということにして、監査法人の責任回避と問題の先送りをしたのではないかと

本件が司直の手により粉飾決算事件として摘発されれば、監査法人は

「会社の収益の発生様態をよく知らなかった。会社からは駅前留学は NOVA システムへの登録にこそ付加価値があるとされていたし、その事は受講生も良く承知していることだと言われていた。昨年の中間期の監査で高等裁判所の公判記録を見たところ、どうも契約の実態が会社の説明と違うので、収益計上基準を見直したいと申し入れたのであるが、会社側が聞き入れず、已む無く監査を辞任することとした。」

と抗弁するはずである。そして NOVA 側は、

「全て監査法人さんのご指導でやったことですから、粉飾だといわれてびっくりしていません。私どもは、企業会計原則だの収益計上基準だのと言われても、よく分かりませんので、実際に金が入っている以上、監査法人さんのご指導どおり、それを売上にしていたに過ぎません。この件で税務署のほうから何か指摘があったということも全くありません。」と弁明するであろう。

見てのとおり、このやり取りは圧倒的に監査法人に分が悪い。監査法人の抗弁はなんとも嘘ついたらしく、会社の弁明が如何にも本当っぽく聞こえる。NOVA の監査は、1996年の店頭公開時からあずき監査法人が受託していた。NOVA は猿橋元社長が創業したベンチャー企業であり、その経歴を見る限り、何も猿橋元社長は企業会計原則を勉強してから NOVA を立ち上げたわけではないであろう。有価証券報告書で開示されている NOVA の経営陣の誰を取ってみても、見るからに会計知識に乏しそうな人たちがばかりが並んでいる。一般に非上場段階のベンチャー企業の企業会計原則に対する理解はないに等しいのであり、そこでの会計処理は、上場準備に際して監査法人が指導していくのが通例である。高成長を演出したい猿橋元社長としては、受講生から入金があれば何でもいいから売上としたかったであろうし、システム登録料が45%だという理屈を考え出した人もどこかに居たのであろう。しかし、それで良いと言ってこの収益計上基準を確定させたのは、監査法人以外にはありえない。本件は、本邦史上初めての監査法人主導による巨額悪質粉飾決算事件に発展する可能性がある。

## 5. 悪徳商人

本年春先以降の NOVA に関するマスコミ報道は、NOVA の行なっていた前金割引制度を詐欺もどきの悪徳商法と決め付けるかの如きであり、常軌を逸している。このような NOVA 叩きの集団発狂の元では、猿渡元社長は、何をしても悪徳商人に仕立て上げられてしまう。全身金まみれの脂ぎったエロ親父こそ悪徳商法の社長にふさわしいことになっており、これこそがマスコミが描こうとしている猿渡社長像である。そこで猿渡元社長の写真を見てみたのであるが、私にはどうしてもこの人が「全身金まみれの脂ぎったエロ親父」には見えなかった。猿渡元社長と何らの利害関係がなく、かつ、事実に基づかない誹謗を自戒する私には、むしろこの人が夢多き普通のベンチャー経営者に見える。

新聞は、猿橋元社長が赤字の NOVA から 3 億 5 千万円の役員報酬を得ていたとして、猿橋元社長の背任疑惑を報じている。2005 年度および 2006 年度の猿橋元社長の役員報酬が 3 億 5 千万円だったというのである。何でこれが背任疑惑になるのか？この役員報酬は株主総会で承認された役員報酬限度額の中で支払われている。赤字であろうが従業員給与は支払わなくてはならないのであり、その時役員報酬だけは支払ってはならないなどという理屈などどこにもない。報酬額が多すぎると言いたいのかも知れないが、年間 1 億数千万円の役員報酬は、上場企業のオーナー経営者としてのリスクと業務からすれば、別に不当なものとはいえない。全ての点において猿渡元社長の役員報酬に違法性は見当たらない。

テレビは猿渡元社長の豪華社長室を放映して、それが会社私物化の象徴だとしている。この社長室なるものの広さは 100 坪で、夜景を望むバスルーム、専用サウナ、8 畳の茶室にバーカウンターまで備え付けられている。月額家賃の 270 万円は全て会社経費で処理されていたという。だからどうしたというのか？言語による国際交流を標榜していた NOVA に、外国要人接待用の社長室があったとしても、何の不思議もない。この社長室なるものの存在をもって猿渡元社長の会社私物化を主張するのは無理である。

マスコミは何としても猿渡元社長の悪徳商人振りを描き出したいのであろうが、散々あら探しをした挙句出てきたのが、たかがこんなものしかないのか？愚にもつかない。マスコミの主導する NOVA の詐欺商法・猿渡元社長悪徳商人というストーリーは何か根本的に違うのではないか？

NOVA は前払い受講料中途解約返還金訴訟を 2004 年以降 3 年間にわたり争ってきた。詐欺商法・悪徳商人ストーリーは、この裁判が地裁・高裁・最高裁と進行するにつれて出



来上がっていったのであり、さらにそのマスコミのストーリーに煽られるようにして世論が形成されてきた。その世論に尻を叩かれるようにして、経済産業省と東京都による消費生活条例違反容疑による立ち入り検査が行なわれ、その結果、経済産業省による一部業務停止命令が出て、NOVA の経営破綻が始まった。前払い受講料中途解約返還金訴訟こそ NOVA 経営破たん問題の根源であろう。そこで、前払い受講料中途解約返還金訴訟について、検討を行なう。

## 6. 中途解約訴訟

本件中途解約訴訟における原告は、平成13年9月に NOVA 八王子校に入学し600レッスンポイントを72万円で前払い購入している。NOVA の受講システムでは、1レッスンポイントで1レッスンを受講することができ、レッスンポイントはまとめ買いをするほど単価が安くなる。原告の場合は600レッスンポイントを単価1200円で購入したことになるが、レッスンポイントの購入量と単価との関係は次の通りとなっている。

ポイント	金額(円)	単価(円)
600	720,000	1,200
500	675,000	1,350
400	620,000	1,550
300	525,000	1,750

そこで原告はレッスンを開始したが、386ポイントのレッスンを消化した段階で契約の中途解約を行なった。そこで NOVA は、消化された386ポイントに最も近い400ポイントに与えられる割引単価1550円で消化サービス額を計算し、これを前金額72万円から控除して原告に返金したものである。この計算方法は NOVA の約款に記載されている。

$$720,000円 - 386ポイント \times 1550円 = 121,700円$$

これに対して原告は、1200円の単価で契約したのであるから、消化された386円も1200円で消化されるべきであると主張し、この場合は、前金額72万円から386ポイントに1200円をかけた額を控除した額が返金額となる。NOVA のパンフレット等における価格表記は1ポイント当りの単価のみを表示していた。

$$720,000円 - 386ポイント \times 1200円 = 256,800円$$

もとより原告が1200円の割引単価の恩恵を受けるのは、600ポイントという大量購

入をしたからであり、その特典を享受するためには全600ポイントの消化が当然の前提となっている。ところが原告は386ポイントの消化時点で解約を行なったのであるから、386ポイントが本来受けるべき割引単価こそ原告の主張できる契約単価と考えるべきであろう。そこでNOVAは、386ポイントに該当する単価がないので、その直近の400ポイントに与えられる割引単価1550円で原告に対するレッスン料を計算し、この金額を前金額72万円から控除して解約返還金とした。

原告の主張するように、消化レッスン料計算を前金の契約単価1200円で計算するようなことを認めてしまえば、当初から400ポイントしか消化するつもりがない受講生も、とりあえず600ポイント分の前金を支払ってその後400ポイント消化時点で解約すれば、追加の経済的負担なく不当にレッスン料を引き下げることができてしまう。本来400ポイントだけの前金を支払っていた場合には1レッスン1550円かかっていたものが、同じ負担で1レッスンあたり1200円に値下げしたのと同じことになってしまうではないか。私にはNOVAの主張はまことに合理的であり、原告の主張に無理があるように思えるのであるが、本件訴訟は結局原告勝訴で確定してしまった。

東京地方裁判所における原告勝訴の判決文において、判決理由とされている主要な論点は次の通りである。

- ・ 前払い金として受領していて、その中から既に提供された役務の対価相当分を控除して返還する場合において、前払い金の授受に際して役務の単価が定められていた場合は、その単価に従って控除金額を算出するのが原則と解すべきであり、合理的な理由なくこれと異なる単価を用いることは、事実上特定商取引法で認められていない違約金を收受するに等しい。
- ・ 被告（NOVA）は約款の趣旨として、購入ポイント全部を受講する意思がないのに、割引価格で大量購入して、中途解約により少数回受講する受講者がいれば、自社の割引制度の意義を無にするというが、中途解約を申し出る者がすべてこのような目的とは限らない。
- ・ 特定商取引法の定める「特定継続的役務」の性格として、現実に利用を開始したところ、サービスや成果が期待通りでないとの理由で中途解約しようとする者が相当数いることも推認するに難くないのであるから、特定商取引法が規定している中途解約権の保証や違約金等の上限規制を重く見るべきである。
- ・ 被告は、当初から少量ポイント購入した受講者と、大量購入して中途解約した受講者の公平を図る必要があると主張するが、中途解約する際に、すでに多額の前払い金を支払っていたという理由によって優遇された単価で提供済み役務の対価を受けたとしても、あながち不公平とはいえない。

- ・ 被告は、JR 定期券、NHK 受信料の中途解約においても同様の制度は見られるとして、被告約款の合理性が裏付けられると主張するが、特定商取引法の規制対象となる役務と、JR 定期券等で提供される役務とでは、役務の内容に関する予測可能性を含め、その性質を異にする。

著しく消費者保護に偏った非論理的な判決であり、これであればどんな企業も判決を不服として控訴する。結局 NOVA は最高裁まで争ったが、判決が覆る事はなかった。本件中途解約訴訟の判決の妥当性は措くとしても、この判決をもって NOVA が詐欺商法を行っていたと言うことはできない。この判決は、NOVA が行なっていた中途解約返還金の計算方法が特定商取引法上認められないと言っているに過ぎない。誰も NOVA が詐欺商法だったと判定したわけではなく、NOVA の大量前金割引制度によるビジネスモデルは、現在の消費者保護の流れの中で見直す必要があるという司法判断が出たに過ぎないではないか。そして現に NOVA は、第 2 項で参照したリスク情報の開示に示されたように、「司法の判断を受け止め平成 19 年 4 月より価格体系を見直して」いる。ただそれだけのことであり、それで必要にして十分ではないか？

## 7. 背任か粉飾か

NOVA の受講料中途解約返還金訴訟を詳細に検討してみると、第 3 項で指摘した NOVA システム登録料など何ら争点とはなっていないことに唖然とする。NOVA は会計上、受講料の 45% がシステム登録料だとして契約時に即時収益計上しているものの、現実中途解約があった場合には、(その解約単価はともかくとして)、ちゃんと未受講分に相当する前金の全額を返還している。すなわち、この人たちは、業務上は前払い受講料の契約期間にわたる期間按分を行なっているが、単に会計上だけ、システム登録料などという屁理屈を考え出して、45% の契約時収益一括計上を行っていたということになる。

さて、NOVA は中途解約返還金訴訟の敗訴が確定したが、これは民事上の訴訟である。本件は、NOVA ならびに猿渡元社長が刑事罰を受けるような事件ではない。経済産業省による一部業務停止処分は行政処分であり、これまた刑事処分ではない。そうすると本件は純粹な粉飾決算事件ということになり、そこでの刑事責任のあり方は、現在のマスコミによるストーリーとはまるで様相が変わってくる。

会社更生法申請後の NOVA の管財人は、猿渡元社長の民事ならびに刑事上の責任を追及することを明言している。全国 30 万人の受講生も被害者の会を結成し、これまた猿渡元社長の民事ならびに刑事上の責任を追及する姿勢である。ここで問題となるのは第 1 項で指摘した実質債務超過額 943 億円なのであり、このうち受講生に対する債務額は次の通り

と推定される。

対受講生債務内訳	時点	億円
簿内債務		
繰延駅前留学サービス	平成19年3月末	150
長期繰延駅前留学サービス	平成19年3月末	105
小計		255
簿外債務(第1項参照)	平成19年6月末	546
合計		801

何と NOVA の推定債務超過額 9 4 3 億円中 8 0 1 億円は受講生に対する債務なのである。これだけの債務超過なのであるから、現在の NOVA には 8 0 1 億円の対受講者債務の弁済資金などピタ 1 円もない。そこで管財人ならびに被害受講者としては、猿渡元社長の刑事責任を問い、それを背景として民事上の被害額の弁済を猿渡元社長個人から求めていきたいところである。そしてその責任追及の根底にあるのが、マスコミの主導する NOVA 詐欺商法・猿渡元社長悪徳商人ストーリーである。しかしこのストーリーが完成し、管財人ならびに被害者が猿渡元社長個人から何がしかの弁済を受けるためには、NOVA が悪意をもって受講生からの前払い受講料を騙しとったこと（詐欺罪）、ならびに、それを猿渡元社長が自己の利益のために意図的に行なったこと（特別背任罪）が立証できなくてはならない。無理であろう。受講料中途解約返還金訴訟のどこを取ってみても NOVA の詐欺行為は認定できないし、猿渡元社長の高額役員報酬や豪華社長室をどう喧騒してみても特別背任の構成要件は満たされない。

NOVA の詐欺罪と猿渡元社長の特別背任が立件されれば、本件における収益計上基準をめぐる粉飾決算は副次的な犯罪として扱われる。すなわち、事件の主犯は猿渡元社長であり、粉飾決算に主体的に関わったあずさ監査法人は従犯の立場に留まる。アクティブ監査法人に到っては幫助犯でしかない。ここでは、過度に前払い受講料に依存した NOVA のビジネスモデルそのものが詐欺行為と認定され、その動機は猿渡元社長の私的な金銭欲にあったと断罪されるのであるから、仮に監査法人が粉飾の事実を知らなかったと抗弁すれば、情状酌量となる可能性がある。（主犯に比較して量刑が軽くなるだけのことで、有罪である事には変わりはない。）しかし、詐欺と特別背任がないのであれば話は違う。

詐欺と特別背任がなければ、粉飾決算こそ本件の中核となるのであり、そこではあずさ監査法人こそ主犯となる。これだけ長期間にわたる巨額粉飾を事実上主導したのはあずさ監査法人と認定せざるを得ず、粉飾決算の実行犯としての NOVA や猿渡元社長の役割は従犯にとどまる。NOVA や猿渡元社長が、「粉飾とは知らなかった。監査法人が良いと言うから、

ずっと適正な処理だと思っていた。」と抗弁すれば、事実そのとおりなのであろうから、情状酌量の余地は大きいと判断されるであろう。ここでもアクティブ監査法人は幫助犯に留まる。

NOVA は既に会社更生法を申請し、その後の一部営業譲渡を経て、清算に到ることが確定的である。負債総額は粉飾を入れて943億円と大きく、その被害者は受講生を中心として全国30万人もいる。しかも善意の受講生30万人の被害総額は800億円を超過する巨大なものである。事態は既に社会的大事件となっているのであり、マスコミの関心も高い事から、捜査当局はそう遅くない時期に加害者を特定し、刑事事件として逮捕・立件するはずである。社会正義の実現という虚構を標榜する地検特捜部は世論に敏感であり、一方悲しいほどに会計知識に乏しい。詐欺・特別背任で行くのか粉飾決算で行くのかは、まことに馬鹿馬鹿しいことに、地検特捜部に負けず劣らず会計知識のないマスコミの論調により決められかねないのである。

## 9. 方舟の秘密

(億円)

連結財務指標	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売上高	602	650	706	753	698	571
経常利益	11	12	15	9	-15	-12
当期利益	3	2	4	2	-31	-25
純資産	89	88	93	90	58	28
営業 CF	43	38	26	-10	-41	-58
投資 CF	-32	-38	-21	-30	-31	-5
財務 CF	-21	-14	11	24	63	-44

上記は NOVA の過去 6 期間の有価証券報告書で開示された連結決算による主要財務指標である。この会社の財務指標に変調が現れたのは平成 17 年 3 月期からである。平成 17 年 3 月期に会社の本業から生じる営業キャッシュフローがマイナスとなり、以後この会社の営業キャッシュフローが黒字化する事はなかった。そして平成 18 年 3 月期ならびに平成 19 年 3 月期は、経常損益段階で赤字となり、それぞれ 31 億円および 25 億円という比較的大きな最終赤字を出している。

公表財務諸表上は、この会社の経営成績ならびに財政状態に変調が出たのは平成 17 年 3 月期からということになるのであろうが、この連結財務指標を冷静に通覧してみると、も

ともこの会社はずっと以前からほとんど利益が出ていないことに気がつく。平成14年3月期から平成17年3月期にかけて連結売上高は602億円から753億円まで右肩上がりで増加しているが、各期の利益は2億円から4億円に留まり、売上高利益率は1%にも満たない。この間の連結売上高は年間8%平均で成長していることになるが、売上高利益率が1%にも満たない会社が年間8%成長を行なう事は、基本的には不可能である。なぜなら、売上が8%増大するとそれにほぼ比例して8%増の運転資金が必要となるはずであるが、銀行はその運転資金を貸さないからである。借りた金で売上を伸ばしたとしても、伸びた売上に対して1%の利益しか出ないのであるから、借りた金どころか利息さえ支払えないではないか。NOVAのような利益率の低い会社が成長路線をとること自体、理論上無理なのである。

ところがこの会社には、不可能を可能とする秘密の資金調達方法があった。最長3年にもわたる受講料の長期前払い制度である。受講料の前払いを長期・大量に行なえば、銀行が貸さない成長資金を受講生から調達することができる。しかも前払い受講料には利息はつかない。NOVAの前払い受講料システムは、表面上の収益獲得機能とは別に、成長資金の調達機能をも持たされていたのである。ここにNOVAが割引率の高い長期前払い契約を強引に大量推奨し、その結果として破綻して行った構造的な原因がある。

NOVAは猿渡元社長が「映画を見る値段で英会話を」という夢を実現させるために創業した会社である。第6項で紹介した1レッスンポイント1200円という価格設定は、映画の値段から来ている。そして猿渡元社長は常々「利益率は1%に満たない」と言い切っていたという。これだけ利益率の低い事業で拡大戦略をとれば、教室の開設、講師の募集、生徒の募集といった新規開設費用が嵩むのであるから、利益など出るわけがない。なるほど成長資金については、営業圧力により強引に長期前払い契約を取れば何とかなる。しかし、前払い金は前金に過ぎないのであり、前金をもらったからといってNOVAに利益が出るわけではない。利益が出なければ、いくら資金が調達できたとしても、やはり成長路線をとる事はできないのである。

そこで、前金を効率よくとるためには、巨額のテレビコマーシャルを全国ネットで大量に打つ必要があり、それには莫大な費用がかかるのであるから、とった受講料のうち相当部分はNOVAという成長路線によるビジネスモデルの構築費として先行消費されていると考えた人がいるのであろう。そしてこの理屈を、受講料のうち45%がNOVAシステムへの登録料であると強弁して監査法人に説明したところ、監査法人は、それでは45%を契約時に一括収益計上しても良いと言うのである。この監査法人の一言により、NOVAは本来不可能な低利益率事業の高成長に伴う資金繰りの問題と成長を演出するために不可欠な架空利益の問題をともに解決することができた。しかもこの会計方針はNOVAの上場以前に



決定されている。

映画と同じ料金設定で少人数の英会話授業を行なうとする NOVA のビジネスモデルでは、もとよりたいした利益は出ない。第 1 項で論及した簿外受講料債務は 5 4 6 億円である。NOVA が JASDAQ 市場に店頭登録を行なったのが 1 9 9 6 年であるから、NOVA の有価証券報告書は上場以来 1 2 年間にわたり公衆の閲覧に供されてきたことになる。この会社は 1 2 年間にわたり営々と 5 4 6 億円の簿外受講料債務を積み上げてきて、それを監査法人の指導の元、簿外債務がないものとして、一般投資家並びに受講生を騙し続けてきたのである。簿外債務を上場期間で単純に割ると、推定平均年間粉飾額は 4 5 億円となる。NOVA の上場来最高経常利益額は 1 9 9 7 年 3 月期の 2 7 億円であった。もともと NOVA は JASDAQ 上場時点から赤字だったのであり、本当は、現在に到る 1 2 年間、ただの一度も黒字になったことなどなかったのではないか？

もともとこれだけ利益率の低い事業を、テレビコマーシャルを打てば生徒から前金が集まるからといって高成長路線などとした日には、赤字になるに決まっているのではないか。この理屈は猿渡社長も良くわかっているようであるから、監査法人が受講料の 4 5 % 即時一括収益計上を認めなければ、猿渡元社長も無理な成長路線はとることはできなかったはずである。粉飾決算は、誰よりも経営者自身に最も大きな被害をもたらすのである。全国 3 0 万受講生が支払った 8 0 0 億円の未返還債務は、前払い金として NOVA に入り、NOVA はこれを収益に計上してしまった。ところが前払い金を収益に計上してもなお（粉飾してもなお）NOVA にはたいした利益が出ていない。このビジネスモデルは上場段階で既に破綻していたのである。監査法人の責任の重さは比類ない。（注 5）

2 0 0 7 年 1 1 月 1 1 日 公認会計士 細野祐二

（注 1） 猿橋元社長は NOVA の経営破綻直前の本年 1 0 月 9 日に、2 億株の新株引受権の発行による 6 4 億円の資金調達計画を、ほぼ独断で公表した。新株引受権の引受先は英領バージン諸島の投資ファンド 2 社であり、1 0 月 2 4 日には投資ファンドによる 7 千万円の払い込みがあったので、新株予約権は一応成立している。ところがその直後に猿渡元社長は電撃解任され、同月 2 6 日には NOVA の会社更生法申請が行なわれた。その後の新聞報道では、この投資ファンドには関西の大物仕手が関与していたことが判明している。株価操縦あるいはインサイダー取引といった証券取引法違反でいずれ立件されるのであろうが、現段階での猿渡元社長の関与については、被害者の可能性がある。

（注 2） 1 0 月 6 日深夜、NOVA の保全管財人は、NOVA の営業の一部をジー・エデュケーション社に譲渡し、NOVA 自身は会社更生を断念して清算手続きに入るこ

とを発表した。ジー・エデュケーション社は全国規模で学習塾などを展開する非上場会社である。ジー・エデュケーション社が引き取るのは全国に670あるNOVAの教室のうち3分の1弱である。もちろん受講生がNOVAに前払いした受講料は引き継がれず無効となるが、前払い受講生には料金面での優遇措置がとられるという。

- (注3) 特定商取引法第43条は、特定継続的役務提供契約における誇大広告を禁止し、さらに第44条において、提供する役務の内容および解約についての告知義務と不実告知の禁止を定めている。
- (注4) 特定商取引法第49条第2項第1号によれば、特定継続的役務提供契約における中途解約精算額は、①提供された特定継続的役務の対価に相当する額、及び、②当該契約の解除によって通常生じる損害の額として、5万円又は契約残額の100分の20に相当する金額のいずれか低い額、並びに、これらに対する法定利息による遅延損害金額を加算した額に限定しており、これを超える額を請求する事はできない。監査法人がこの規定を知らなかったとは言わせない。
- (注5) NOVAの有価証券報告書によれば、平成18年3月期においてあずさ監査法人に支払った監査報酬は19,600千円、平成19年3月期においてアクティブ監査法人に支払った監査報酬は33,800千円である。これだけの粉飾決算への加担としては、ややあずさ監査法人に動機が少ない。動機は金だけではなくたのではないかと、あずさ監査法人は常々監査の品質管理体制と審査部門の充実を公言しているのであるから、よもや本件粉飾決算が担当公認会計士の個人的犯罪などと言い逃れる事はないであろう。そうすると本件は日本有数の大監査法人により行なわれた組織的粉飾事件ということになってしまう。このような悪質極まりない簿外債務による粉飾決算に対して、担当公認会計士が事実と企業会計原則を曲げて、唯々諾々と経営者に迎合した虚偽の適正意見を形成し、その粉飾を、監査法人自慢の審査部門も防止できなかった。しかもその粉飾は上場以来延々と10年以上にわたり継続していたのである。捜査当局は大監査法人の経営中核にまで踏み込み、その動機と管理体制の不備を明らかとすべきであろう。この期に及んで、“中央青山監査法人に引き続き大監査法人による監査不祥事が起きれば、日本の経済社会が大混乱する”などといった誰も頼んでもいない余計なお節介は焼かなくてよろしい。